

スマホバンキング外貨定期預金規定

1. (外貨定期預金の取扱い)

- (1) この預金は、預金保険の対象外です。
- (2) この預金は、通帳や証書の発行はいたしません。
- (3) この預金は、原則として満期時には利息を元金に組入れて自動継続となります。

2. (預入れ、解約等)

- (1) 取扱通貨は、米ドル、オーストラリアドルの2通貨とします。
- (2) この預金の預入れ、解約等いっさいの取引については、外国為替関連法規の定めにより取扱うものとします。
- (3) この預金について、現金、トラベラーズチェック及び小切手などの証券によるお預入れ、解約はできません。
- (4) この取引は、外国為替市場の状況等によっては、取扱いを中止または一時停止することがあります。
- (5) この預金には、為替予約の取扱いはございません。

3. (適用する外国為替相場 (以下「適用相場」という))

- (1) この預金のお預入れまたは解約の際は、処理を行う日の当行所定の適用相場によりお取扱いします。適用相場は、スマホバンキングの画面上に公表します。
- (2) 適用相場公表後に、外国為替市場における外国為替相場が大きく変動した場合などは、適用相場を見直すことがあります。この場合、一時お取引ができないことがあります。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、スマホバンキングの画面上に表示された期間および利率によって計算します。
- (2) この預金の自動継続時の利率は、継続日における当行のホームページ上に表示された所定の店頭表示利率とします。
- (3) この預金をお客さまからの請求により解約する場合、および第5条第(3)項及び第(4)項の規定により解約する場合、その利息は、預入日もしくは前回自動継続日から解約日の前日までの期間について、解約日の当行所定の当該通貨建普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金は、付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割りで利息を計算します。

5. (自動継続、預金の解約)

- (1) 満期日に利息を元金に組み入れて、継続前と同一の期間 (以下「預入期間」といいます)

の外貨定期預金に自動的に継続します。継続後の満期日は、継続前の満期日の「預入期間」後の応答日（以下「この応答日」といいます）とします。継続された預金についても同様とします。応答日が当行休業日となる場合は、この応答日の翌営業日を満期日とします。

ただし、この応答日の翌営業日がこの応答日の翌月となる場合は、この応答日の前営業日を満期日とします。

- (2) この預金を解約する場合、解約による元金および税引後利息は、代表口座、他店口座として登録された口座または外貨普通預金口座へ入金します。
- (3) 次の各号のいずれか一つに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第7条に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号のいずれか一つに該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）および、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

(5) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6. (取扱方法と取扱日及び取扱時間)

(1) 外貨預金取引と振替える円貨預金口座は、代表口座または他店口座として登録された口座のいずれかとします。

なお、代表口座を解約された場合には、スマホバンキングではお取り扱いできません。当行本支店の窓口でお手続きください。

(2) 当日受付予約

当行営業日の場合、適用する外国為替相場の公表（通常は午前 9 時頃）前は、最初に公表する相場及び金利を適用することを前提に、取引予約を受付けます。受付けた予約は午前 9 時以降に処理を行います。

(3) 当日受付

当日受付の場合、当行営業日に適用する外国為替相場の公表以後、適用相場の取扱いが終了する時間（午後 2 時）まで、その時点での適用相場及び金利による取引を受付けます。

受付けた取引は、順次処理を行います。

(4) 翌日受付

当行営業日の適用相場による取扱いが終了した時間以後、および当行営業日以外の日には、翌営業日に公表する最初の適用相場及び金利を適用することを前提に、翌営業日の取引の予約を受付けます。受付けた予約は、翌営業日の午前 9 時以降に処理を行います。

(5) 変更、取消

この預金の預入れまたは解約に関する取引日、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件についての変更・取消はできません。

(6) 外貨預金口座の表示

スマホバンキングの画面上に取引店、預金種類、通貨、前営業日の最終残高を表示

します。

(7) 電子メールでの通知

当行は、受付けた取引の処理終了後の翌営業日午前9時以降に、契約者が登録した電子メールアドレスへ、速やかに電子メールを送信します。(電子メールには取引内容を記載しません)

出金指定口座の残高不足等で受付けた取引の処理ができない場合は、処理不能の旨の電子メールを送信します。なお、この電子メールの送信をもって取引依頼はなかったものとします。

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合で、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

- ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるとき

には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (規定の変更)

この規定の内容は当行が変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容により取扱います。

この場合、変更内容をあらかじめ当行のホームページに表示することとします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行諸規定、所定の方法により取扱います。

以上

(2026年4月1日)